

議員提出第10号

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書
吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成24年6月15日

提出者 吉川市議会議員 中嶋 通治

賛成者 吉川市議会議員 山崎 勝他

〃 佐藤 清治

〃 齋藤 詔治

〃 稲垣 茂行

吉川市議会議長 松澤 正 様

提案理由 口頭

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。東日本大震災で発生した大量のガレキ処理についても被害の拡大が心配されています。

欧米諸国で製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本では、建設業就業者に多くの被害者が生まれていることが特徴です。それはアスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、そして国が建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因があります。

とくに建設業は重層下請け構造や多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業では支給されている企業独自の上乘せ補償もありません。国は石綿被害者救済法を成立させましたが、補償額は少なく、期限が限られ認定基準も厳しいなど、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められています。

よって、国として建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施と、アスベスト被害の拡大を根絶する対策を早急にとることを強く求めるものである。

記

- 1 「石綿の健康被害の救済に関する法律」をすべてのアスベスト被害者を対象とし、アスベスト被害が危険と知りながら使用し続けた国と石綿含有建材製造業者の責任で、十分な救済、補償が受けられるよう抜本改正すること
 - 2 建設現場従事者と近隣住民のばく露防止対策を徹底すること
- 以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成24年6月15日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

環境大臣